第2次江田島市行財政改革大綱

実施期間(平成22年度~平成26年度)



平成 22 年 3 月

江 田 島 市

1	は	じめに		P 1	
2	基	本方針(4 つの目標)		Р 3	
(1	1) 均	也方分権改革を担う基礎自治体としての体制整備			
(2	2)	「選択と集中」による事務・事業の重点化			
(3	3) E	民間活力や住民パワーの活用			
(4	4) 糸	且織及び財政のスリム化			
3	改	革の重点項目			
(1	1) 均	也方分権改革を担う基礎自治体としての体制整備			
ア	職	員の意識改革と事務改善		P 4	
	【具作	体的な取組】			
	1	「江田島市人材育成基本方針」に基づく職員の育成			
	2	事務改善の推進			
	3	個人情報保護の推進			
	4	情報システムの再構築			
	⑤	監査の実効性・透明性の確保			
	6	「江田島市地球温暖化対策実行計画」に基づく温暖化対策の)推進		
1	政	策課題に柔軟に対応する組織体制の確立		P 4	
	【具	体的な取組】			
	1	組織の弾力的な見直し			
	2	消防・救急体制の充実、強化			
	3	支所,出張所,連絡所等の組織運営の見直し			
ı ن	, 地			P 5	_
	【具	体的な取組】			
	1	事務・権限移譲への対応			
I	: 公	 共施設の統合による効率的な施設運営		P 5	_
	【具	体的な取組】			
	1	小・中学校の統合	4	 公民館の効率的運営	
	2	保育園運営の検討	⑤	施設の統廃合と複合化の推進	
	3	児童館の管理運営の合理化			
L					

(2) 「選択と集中」による事務・事業の重点化			
ア 主要プロジェクトへの集中投資			P 6
【具体的な取組】			
① 「江田島市総合計画・実施計画」の見直し	4	創意工夫による快適性の高い公共施 整備	設の
② 「江田島市財政運営方針」の策定	⑤	行政財産の長寿命化計画の策定	
③ 「江田島市環境基本計画」の策定	6	行政評価制度の構築	
イ 各種補助金等の抜本的な見直し			P 6
【具体的な取組】			
① 団体補助金の抜本的な見直し			
ウ 各種イベントの再構築			P 6
【具体的な取組】			
① 各種イベント・スポーツ大会等の見直し	2	全庁的な主催事業の統合調整	
- (3) 民間活力や住民パワーの活用			
ア 情報公開とパブリックコメント等の積極的な活用			P 7
【具体的な取組】			
① 行政情報の積極的な公開	3	パブリックコメント制度の導入	
② 広報広聴機能の充実	4	市政モニター制度の充実	
イ 協働のまちづくりの推進			P 7
【具体的な取組】			
① 新しい住民自治組織の設立と活動の支援			
② 市民活動団体の支援と関係強化			
③ 外郭団体との役割分担の明確化			
ウ 民間委託の一層の推進			P 7
【具体的な取組】			
① 観光施設管理運営の委託等の検討			
② 道路維持業務のあり方の検討			
③ 防犯外灯等の管理のあり方の検討			
エ 指定管理者制度の推進			P 8
【具体的な取組】			
① 指定管理者制度の推進			
② 指定管理者制度導入施設の運営状況調査の実施			

オ	公営企業の経営健全化と第三セクターへの関与			P 8
[,	具体的な取組】			
1	公営企業の総括的あり方			
2	第三セクターへの関与のあり方			
カ	持続可能な公共交通体系の構築			P 8
[具体的な取組】			
1	「江田島市交通計画」の実施			
2	江田島市公共交通協議会の協議を踏まえた公共交	通体	系の再構築	
(4) 組	織及び財政のスリム化			
ア	計画的な人事管理と人件費等の抑制			P 9
[,	具体的な取組】			
1	「第2次定員管理計画」の策定及び推進			
2	人事評価制度導入による能力開発と人材育成の推	進		
3	人件費の削減			
4	特別職給与及び各種委員報酬の見直し			
5	嘱託職員、常勤化している臨時職員の削減			
1	歳入財源の確保			P 1 0
[具体的な取組】			
1	市税等収納率の向上			
2	負担の公平と行政サービスの調整			
3	使用料・手数料の見直し			
4	市有財産の有効活用の推進			
ウ	経費の節減			P 1 0
[具体的な取組】			
1	旅費・費用弁償の見直し	5	公共工事コスト縮減の推進	
2	委託料の見直し	6	電子入札の導入	
3	施設管理委託業務に伴う発注の見直し	7	各種団体への負担金の見直し	
4	公用車の導入基準や管理基準等の見直し			
- 改革	草の期間			P 1 1
_, _,	+ ~ 14.54 11.44			
改革	草の推進体制・進行管理等			P 1 1

1 はじめに

(1) 地方公共団体を取り巻く環境

現在,国においては,「地域主権の確立」を重要課題と位置づけ,明治以来の中央集権体質から脱却し,地域の住民一人ひとりが自ら考え,主体的に行動し,その行動と選択に責任も負う「地域主権」へと,この国のあり方を大きく転換する方針を示しており,地方分権改革は新しい局面を迎えています。

今般,閣議決定された「地方分権改革推進計画」に定める,基礎自治体への権限移譲,条例制定権の拡大などの取組のうち,法律改正により措置すべき事項については,所要の法律を一括して平成22年通常国会に提出することが示され,地域主権戦略会議の工程表は,使途が限定された国の補助金を地方が自由に使えるようにする「一括交付金」を,平成23年度から段階的に実施するとしています。

今後,基礎自治体への権限移譲や,補助金の一括交付金化など,"地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくる"地方分権改革は,ますます加速されることが予測され,住民に最も身近な基礎自治体としての市町村には,自治体としての自主決定能力,行政能力が,一層問われることとなります。

(2) 江田島市の現状と行財政改革の必要性

平成18年3月に策定した「江田島市行財政改革大綱」は、将来にわたって持続可能な江田島市としていくため、その基礎固めの第一歩として、健全な行財政運営のための指針を打ち出し、合併を契機に顕在化した「3つの過剰」(職員、施設、負債)の解消を図り、スリムで効率的な行財政運営の確立に取り組みました。

定員管理計画に基づく職員の削減や、旧町独自のサービス廃止など「痛み」を伴う改革により、効率的な行財政運営を確立することで、「江田島市総合計画(以下、総合計画)」に基づく主要プロジェクトを計画的に推進し、住宅・港湾・下水道や教育環境の整備など生活基盤の充実に努めることができました。

しかし、平成21年5月の「財政収支見通し」のとおり、自主財源に乏しい本市では、三位一体の改革による地方交付税の縮減と不況による税収の減少、類似団体に比較して依然として高い公債費や高齢化による扶助費の増大、特別会計などへの繰出金の増加により、財政調整基金も残り少なくなるなど、厳しい財政運営が続いています。

また,一般財源の大半を占める普通交付税は,合併による特例措置として, 毎年約15億円が上乗せされていますが,この特例分は合併10年後の平成27 年度から逓減され,平成32年度には完全になくなる予定であり,今後は,特 例措置終了後を見据えた経常的経費の段階的な削減にも取り組まなければなりません。

このように、現状においても、また将来的な見通しにおいても厳しい財政 状況の中、総合計画を着実に推進し「自然との共生・都市との交流による『海 生交流都市』えたじま」を実現するためには、自らの意思で財源を重点的に 配分できる財政運営体制と強固な財政基盤の確立が欠かせません。

(3) 第2次行財政改革大綱の位置づけ

今回,行財政改革大綱策定から 5 年を経過したことを期に,これまでの取組の成果と課題を検証するとともに,地方分権改革の担い手としての体制整備の視点から検討を加えて,総合計画の着実な実施に向けた行財政運営の改革を実行するため,行財政改革大綱の改定を行うものです。

本大綱は、既に実施済みのものも含め、平成22年度から平成26年度までの5年間にわたる、本市における行財政運営の改革に向けた最上位の指針とし、具体的な取組を推進するための「第2次行財政改革実施計画」を策定し、毎年度ローリング方式による見直しを行うものとします。

なお,実効性のある取組とするため,行財政改革推進本部において,進捗 状況を検証するとともに改革の実施内容等を市民に公表します。

自然との共生・都市との交流による『海生交流都市』えたじま

江田島市総合計画

【平成 17 年度~平成 26 年度】

財政収支見通し 【平成21年5月】 自らの意思で財源を重点的に配分できる財政運営体制と 強固な財政基盤の確立

江田島市財政運営方針

地方分権改革を担う持続可能な基礎自治体として スリムで効率的な行財政運営の確立

江田島市行財政改革大綱

【第 1 次: 平成 17 年度~平成 21 年度】 【第 2 次: 平成 22 年度~平成 26 年度】

2 基本方針(4つの目標)

(1) 地方分権改革を担う基礎自治体としての体制整備

急速に進展する国の地域主権改革及び広島県分権改革推進プログラムの動向を注視し、基礎自治体を中心とした、市民がゆとりと豊かさを実感できる、市民主役の真の分権型社会の構築に向け、まず職員が意識変革し、新たな環境変化に伴う行政課題の広域化や多様化、事務・事業量の増加等に的確に対応できる体制を構築します。

(2) 「選択と集中」による事務・事業の重点化

平成27年度からの普通交付税特例措置の逓減を見据え,更に厳しい財政運営が見込まれる現状で,行政課題を解決し,計画事業を執行するには,事業の絞り込みが必要となります。事業仕分けなど外部評価制度の導入を視野に入れ,行政評価制度を構築し,事務事業の総点検を行い,真に行政ニーズや事業効果の高いと認められる施策を総合的に検討し実施します。

また, 市有施設の計画的な整備・修繕を行い, コスト縮減に努めます。

(3) 民間活力や住民パワーの活用

市が抱える多くの課題に的確に対応しながら、将来に向けて新しいまちづくりを進めていくためには、市民が行政運営に参画することが必要不可欠です。「新しい公共」の視点から、市民活動団体等と行政の役割分担を明確にし、それぞれの地域の特色を生かしたまちづくりや住民自治を進めるために、市民と行政との連携による協働のまちづくりを推進します。

また「公的関与のあり方に関する点検指針」に基づき、民間委託など「官から民へ」の仕事の流れを一層加速させます。

(4) 組織及び財政のスリム化

内部組織等の共同設置など、多様な事務の共同処理の仕組みを研究し、 コスト意識を持って、絶えず事務の集約と事業の見直しにより、組織の スリム化や定員の削減を計画的に行い、人件費の大幅縮減を図るととも に、給与や各種手当の適正化に努めます。

また, 歳入の確保と歳出の削減については, 収納推進体制の整備強化, 納付環境の整備, 受益者負担の適正化と公共事業のコスト縮減, 委託料の見直しに努めます。

3 改革の重点項目

4つの基本方針を達成するため、次のとおり重点項目を設定し改革を行います。

(1) 地方分権改革を担う基礎自治体としての体制整備

ア 職員の意識改革と事務改善

厳しい財政状況のなかで、質の高い行政サービスを提供していくには、行財政 改革を実現し、地方分権改革を担う新しいまちづくりに立ち向かう意欲的で行動 力のある職員が必要となります。平成21年6月策定の「江田島市人材育成基本 方針」に基づき、従来の手法にとらわれず、絶えず課題意識を持ち、大きく変動 する社会情勢に対応できる職員の育成を図ります。

【具体的な取組】

- ① 「江田島市人材育成基本方針」に基づく職員の育成
 - 自己啓発の支援
 - ・職場内研修の推進
 - ・職場外研修の推進
 - ・市民との協働を通じた意識改革
 - ・人事管理制度とのリンク
- ② 事務改善の推進
- ③ 個人情報保護の推進
- ④ 情報システムの再構築
- ⑤ 監査の実効性・透明性の確保
- ⑥ 「江田島市地球温暖化対策実行計画」に基づく温暖化対策の推進

イ 政策課題に柔軟に対応する組織体制の確立

多様化する行政ニーズに対応した効果的・効率的な行政運営を行うため,各部署の課題把握に努め,政策課題に柔軟に対応する組織づくりを目指し,随時整備強化や統廃合を行うとともに,プロジェクトチーム・特命担当の設置など組織・機構や職員配置の弾力化を図ります。

また,支所,出張所,連絡所等の運営について,随時,見直しを行い,効率的な組織運営に努めます。

- ① 組織の弾力的な見直し
 - ・政策課題に係る戦略的施策検討体制の整備
 - ・市民ニーズに対応できる組織への再編成
- ② 消防・救急体制の充実,強化
- ③ 支所, 出張所, 連絡所等の組織運営の見直し

ウ 地方分権改革への対応

国・県の分権改革に対する方向性を注視し、事務移譲具体化プログラムに基づき、県からの事務・権限移譲を順次拡大するなかで、市としても専門職員の育成・確保を計画的に進め、市民生活の向上を目指します。

移行作業に当たっては、研修、育成期間中に、財源及び人材の確保の負担が生じてくるため、県からの最大限の支援を求めていきます。

【具体的な取組】

① 事務・権限移譲への対応

エ 公共施設の統合による効率的な施設運営

第 2 次学校統合検討委員会「答申」に基づき、計画的な施設整備や教育環境 の充実を目指し、学校統合を進めていきます。

幼稚園については、保育園との一元化を視野に入れ、取り組みを進めます。 また、保育園についても、統合による集約を図りながら、多様な保育サービスの拡充に努めていきます。

さらに、児童館、公民館、図書館、集会所等の各種施設についても、「公共施設見直しの基本方針」に基づき、設置の目的や地域の実状に配慮しながら、指定管理者制度・民間委託・地元委託等も含め、効率的で効果的な施設運営に努めます。

- ① 小・中学校の統合
- ② 保育園運営の検討
- ③ 児童館の管理運営の合理化
- ④ 公民館の効率的運営
- ⑤ 施設の統廃合と複合化の推進

(2) 「選択と集中」による事務・事業の重点化

ア 主要プロジェクト*への集中投資

投資的・政策的事業については、「江田島市総合計画・実施計画」と「江田島市財政運営方針」及び各部局が策定する基本計画等との調整を緊密に行い、行政としての説明責任を十分に果たしながら、優先度を付した上で、緊急性・必要性の特に高いものへ更に絞込みを行います。

全事業を対象に絶えず評価・見直しを行うため、事業仕分け等の外部評価を 視野に入れた行政評価制度を構築し、外部からの意見も積極的に反映する仕組 みづくりに努めます。

【具体的な取組】

- ① 「江田島市総合計画・実施計画」の見直し
- ② 「江田島市財政運営方針」の策定
- ③ 「江田島市環境基本計画」の策定
- ④ 創意工夫による快適性の高い公共施設の整備
- ⑤ 行政財産の長寿命化計画の策定
- ⑥ 行政評価制度の構築

*主要プロジェクト・総合計画で明らかにしている具体的施策を7つのプロジェクトに設定したもの ①交流と定住のまちづくり ②学びと子育て充実 ③3Fを生かした元気づくり ④交通と情報の基盤づく り ⑤健康・長寿とふれあいのまちづくり ⑥安全・安心と環境共生の島づくり ⑦みんなで支えあう協働 のまちづくり

イ 各種補助金等の抜本的な見直し

各種補助金等については、社会を取り巻く情勢や環境が大きく変化している ことを踏まえ、制度の抜本的な見直しを図り、全庁的な整理統合により限られ た財源の有効活用に努めます。

【具体的な取組】

① 団体補助金の抜本的な見直し

ウ 各種イベントの再構築

第1次行財政改革実施計画で策定の「各種イベント・スポーツ大会の見直し」の方針に基づき、実施主体の移行環境の整備、事業補助金の適正化に努めます。 また、市が主体となって実施する各種行事についても、類似事業の全庁的な統合調整により事業効果を高める実施方法を検討します。

- ① 各種イベント・スポーツ大会等の見直し
- ② 全庁的な主催事業の統合調整

(3) 民間活力や住民パワーの活用

ア 情報公開とパブリックコメント*等の積極的な活用

市民に正確な情報を積極的に公開するため、広報・広聴制度の充実に努める とともに、パブリックコメントなど政策形成過程への市民の参画機会の確保に 努めます。

【具体的な取組】

- ① 行政情報の積極的な公開
- ② 広報広聴機能の充実
- ③ パブリックコメント制度の導入
- ④ 市政モニター制度の充実
- *パブリックコメント・・行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、市民等に広く意見や情報を提出してもらい、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。

イ 協働のまちづくりの推進

「新しい公共」の視点を踏まえ、市民による主体的な住民自治組織と行政の 役割分担を明確にし、参加と連携による協働のまちづくりを推進します。

また,各種団体についても,役割分担を明確にしながら,適正な事業補助金制度の確立を図り,市民活動を積極的に支援します。

【具体的な取組】

- ① 新しい住民自治組織の設立と活動の支援
- ② 市民活動団体の支援と関係強化
- ③ 外郭団体との役割分担の明確化

ウ 民間委託の一層の推進

民間への業務委託が可能で、効率的な管理運営が実施できる施設については、 引き続き拡大していき、委託の集約化や統一単価の設定、委託期間の複数年度 化等で経費削減に努めるとともに、職員で対応が可能な業務は委託廃止も検討 します。

- ① 観光施設管理運営の委託等の検討
- ② 道路維持業務のあり方の検討
- ③ 防犯外灯等の管理のあり方の検討

エ 指定管理者制度*の推進

公の施設の利用者ニーズに効果的・効率的に対応するとともに管理コストの削減等も図るため、指定管理者制度による管理体制の適正化を図り、適用施設の拡充を検討します。

また,指定管理者制度を導入した施設運営の適正化を図るため,状況調査を実施し,サービスの充実と効率化の推進に努めます。

【具体的な取組】

- ① 指定管理者制度の推進
- ② 指定管理者制度導入施設の運営状況調査の実施

*指定管理者制度…自治体が、公の施設の管理を他の団体に行わせる場合の仕組み

オ 公営企業の経営健全化と第三セクター*への関与

独立採算が大原則であり、「歳入の確保」と「経費の削減」に努め、健全な会計運営となるよう指導を強化します。

また,経営の悪化が著しい事業については,今後の経営方針の総点検や民間活力の導入等を検討します。

【具体的な取組】

- ① 公営企業の総括的あり方
 - ・水道事業 経費の削減と事務の効率化、料金制度の見直し
 - ・交通船事業 運行体系の効率的な見直し、小型高速船の導入
 - ・下水道事業 中期経営計画に基づく,使用料改定
 - ・宅地造成事業 既存の造成地の販売促進
- ② 第三セクターへの関与のあり方
 - ・沖野島マリーナ
 - ・江田島バス

*第三セクター・・政府や自治体(第一セクター)と民間(第二セクター)とが共同出資して設立する組織

カ 持続可能な公共交通体系の構築

定住人口の減少に歯止めをかけ、新たな交流人口を創出するため、海上交通(航路)を基軸とし、陸上交通(バス・タクシー等)を含めた体系的見直しを行い、これらが一体として機能する「持続可能な公共交通体系」を、市の適切な関与のもと、民間活力を活かしながら再構築します。

- ① 「江田島市交通計画」の実施
 - ・江田島市地域公共交通総合連携計画事業の実施
- ② 江田島市公共交通協議会の協議を踏まえた公共交通体系の再構築
 - ・ 航路運営の検討 市全体の望ましい航路運営のあり方を事業者と検討
 - ・新しい運行形態の検討 路線バスを補完するデマンド交通等の検討

(4) 組織及び財政のスリム化

ア 計画的な人事管理と人件費等の抑制

「第1次定員管理計画」に基づき、計画的な職員の削減に努めましたが、「類似団体別職員数の状況(総務省)」*による職員数比較では、依然として職員数は多く、計画的な人事管理は、引き続き大きな課題です。

地方分権改革の進展により、基礎自治体の果たす役割は大きく、事務権限の 移譲に対応する専門的職員の育成をすすめながら、一方で組織のスリム化や事 務の簡素化・集約化を図る必要があります。

国の動向と市の財政状況を踏まえ、持続可能な基礎自治体としての健全な行 財政運営を確立するため、「第2次定員管理計画」を策定し、計画的な人事管理 による人件費の削減に努めます。

また、人事評価制度を管理職(部長級・課長職)に試行導入し、研修の充実により評価技能の向上を図ります。各種手当についても、引き続き見直しを進めるとともに、時間外・休日勤務の削減については、実状を十分踏まえながら、検討します。

【具体的な取組】

- ① 「第2次定員管理計画」の策定及び推進
- ② 人事評価制度導入による能力開発と人材育成の推進
- ③ 人件費の削減
 - ・各種手当の見直し
 - ・時間外・休日勤務の削減
 - ・柔軟な勤務時間の導入
- ④ 特別職給与及び各種委員報酬の見直し
- ⑤ 嘱託職員, 常勤化している臨時職員の削減
- *「類似団体別職員数の状況」…全市区町村を人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)を基準にグループ(類似団体)に分け、そのグループごとに人口1万人当たりの職員数を総務省がまとめたもの

イ 歳入財源の確保

国や県からの地方交付税や補助金等に依存している歳入構造のなかで、普通 交付税の特例措置終了後を見据えると、今後、歳入が更に減少することを踏ま え、税負担の公平性と適正な受益者負担に努めながら、自主財源の確保を図り ます。

滞納整理業務の拡大に対応し、業務の質の向上を図るため、平成20年度に 導入した「滞納整理システム」により、滞納事案への敏速な対応や滞納者の収 納管理の強化など、徹底した進行管理を行うとともに、時機を得た有効な納税 指導や滞納処分を行うことにより、収納率の向上に努めます。

【具体的な取組】

- ① 市税等収納率の向上
- ② 負担の公平と行政サービスの調整
- ③ 使用料・手数料の見直し
- ④ 市有財産の有効活用の推進

ウ 経費の節減

歳入に応じた支出をするためには,各分野における経費削減が緊急課題であり,各種事務・事業について,随時見直し,削減目標を定めます。

- ① 旅費・費用弁償の見直し
- ② 委託料の見直し
- ③ 施設管理委託業務に伴う発注の見直し
- ④ 公用車の導入基準や管理基準等の見直し
- ⑤ 公共工事コスト縮減の推進
- ⑥ 電子入札の導入
- ⑦ 各種団体への負担金の見直し

4 改革の期間

改革の推進期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間を設定し、着実な 行財政改革の進展を図ります。

5 改革の推進体制・進行管理等

(1) 推進体制

全庁的な行政財改革の取組及び進行管理は,「江田島市行財政改革推進本部」に おいて行います。

また「江田島市行財政改革推進班(総務課・財政課・企画振興課)」を設置し、 実施計画の具体的な取組などの提言や職員への啓発を行います。

なお,改革の進捗状況や成果・課題等を定期的に「江田島市行財政改革審議会」 へ報告し,意見や提言を求めるとともに,広く市民にわかりやすい形で公表してい きます。

(2) 進行管理

本大綱の目標の実現に向けて、具体的な取組と実施年度を明らかにする「第 2 次江田島市行財政改革実施計画」を作成し、改革の推進を図ります。

この実施計画は、毎年見直しを行い、今後更に加速される地方分権改革に伴う国 や県の動き、社会経済情勢等を的確に改革へ反映することとします。

また,行財政改革の実施目標を明らかにして,全職員が一丸となって改革に取り組むため,毎年行財政改革の目標を設定し,広く市民に公表します。毎年度末には,課ごとの改革の実績を取りまとめて,その成果を発表します。

資 料 編

- 1 江田島市行財政改革審議会
 - (1)諮問

江 総 第 47 号 平成 22 年 3 月 9 日

江田島市行財政改革審議会 様

江田島市長 田中 達美

第2次江田島市行財政改革大綱の策定について (諮問)

本市における行財政改革の推進について、今後の取組の基本方針を定めるため、 第2次行財政改革大綱を策定します。

ついては、江田島市行財政改革審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の 意見を求めます。

(2) 江田島市行財政改革審議会委員

氏 名	役職等	備考
小方 憲三	能美町自治会連合会会長	会長
大石 君枝	江田島市教育委員会委員長	会長職務代理者
住岡 淳一	江田島市議会総務常任委員会委員長	
山本 一也	江田島市議会文教厚生常任委員会委員長	
胡子 雅信	江田島市議会産業建設常任委員会委員長	
吉野伸康	江田島市議会産業建設常任委員会副委員長	
酒永 光志	江田島市役所総務部部長	
中村 博政	江田島町自治会連合会会長	
空久保 求	沖美町自治会連合会会長	
眞谷 宏美	大柿町自治会連合会会長	
岡田 鈴子	江田島市女性会連合会 津久茂支部会長	
戸 高 正	江田島市老人クラブ連合会事務局長	
森本 健太郎	江田島市農業委員会会長	
山 本 学	江田島市漁業振興協議会会長	
平田 圭司	江田島市商工会商業部会会長	

^{*}敬称略 • 順不同

(3) 答申

平成 22 年 3 月 16 日

江田島市長 田中 達美 様

江田島市行財政改革審議会 会 長 小 方 憲 三

第2次江田島市行財政改革大綱について(答申)

平成22年3月9日付け江総第47号で諮問のあった第2次江田島市行財政改革大綱については、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

(答申)

第2次江田島市行財政改革大綱は、持続可能な基礎自治体として、健全な行財政運営体制 を確立するため、今後5年間の行財政改革の基本方針を示しており、おおむね妥当と判断し ます。

なお,この大綱に基づく第2次江田島市行財政改革実施計画の策定に当たっては,当審議会の検討結果を十分踏まえ,特に次の点に配慮されるよう申し添えます。

- 1 地方分権改革の進展、厳しい財政状況の中で、本市の都市像である「自然との共生・都市との交流による『海生交流都市』えたじま」を実現していくためには、行財政運営を確かなものとする、実効性、実現性を重視した行財政改革を推進する必要があります。このため、「着眼大局 着手小局」を旨とし、時代の潮流や市民ニーズを的確に把握し、柔軟かつ機動的に対応するとともに、「選択と集中」による事務事業の重点化について、市民に十分に分かりやすく説明しながら、効果的かつ着実に具体化されることを期待します。
- 2 市民ニーズや行政課題に的確に対応し、協働のまちづくりを推進するためには、「ま ちづくりの財産は人である」との認識にたった職員の意識改革が基礎となります。

また,改革の実現は,行政だけで推進できるものではなく,市民の理解と協力,そして参加によって地域ぐるみで取り組んでいくことが大切です。

このため、市民に対して適切かつ分かりやすく行政情報などを提供し、広く市域全体を見据えた施策の推進とともに、社会的に弱い立場にある高齢者や障害者などに最大限に配慮し、市民と行政が協働して取り組む仕組みや活動を充実・強化されることを期待します。

3 今後,5 年間の改革の推進において,本会の設置目的が十分に果たされるよう,江田 島市行財政改革審議会条例第2条に従い,改革の節目において本会が定期的に開催され, 活用が図られることを期待します。